

# 徳川和子の入内と藤堂高虎

久保文武

## まえがき

徳川秀忠の息女和子まさこが元和六年（一六二〇）六月十八日、後水尾天皇の女御として入内したが、武家側よりの入内は約四百年前平清盛の女徳子（建礼門院）入内以来のことで、この件が決して円滑にはこばなかったことは周知の事実として、江戸初期の朝幕関係を物語る格好の史料とされていく。そして、後水尾天皇の再三にわたる拒絶とも解せられる讓位の意志を翻意させた、最後の詰め段階での面策、奔走は幕府側では京都所司代板倉勝重と一外様大名の藤堂高虎であった。しかも、事の紛糾後はむしろ高虎の奔走が中心的役割を果たしたといえる。

和子入内に至る経緯については、徳川家の正史ともいえる「徳川実紀」も何らふれず、元和六年五月八日の和子江

戸出發より、六月十八日の入内当日の記事のみが華々しく記述されているのみである。和子入内は家康の遠望と秀忠の政略によるものであるが、詰め段階での紛糾の解決についてはほとんど記述された論稿がない。<sup>①</sup>ことに武家側の史料を根拠にした論稿は全くなかったともいえる。昭和五一年度の京都大学文学部研究紀要16号に、朝尾直弘氏が京大國史研究室蔵の「元和六年案紙」をもとにの発表せられたのが唯一のものといえる。同論稿は元和六年案紙を武家側当事者の有力な根本史料として、公家側の日記類に匹敵する価値ある史料として、史料考証をまじえながら、従来、明らかにされていなかった重要事実を説述している。本稿ではこの朝尾教授の学恩を蒙りつつ、畿内の数ある有力な親藩・譜代の大名を差しおいて、何故、一外様大名の藤堂高虎がこの難しい交渉の任に選ばれたかの疑問を追求して

みることにする。

一

はじめに入内の経緯についてはそのほとんどを省略することをことわっておこう。ただ、入内の紛糾の直接の原因となった後水尾天皇と四ツ辻大納言公遠の女、世にいう「およつ御寮人」の間に男子加茂宮が出生したことより述べておこう。加茂宮の誕生は「本朝皇胤紹運録」にも記されていないが、「資勝卿記抄」などに「元和八年十月二日乙丑晴、昨日巳刻計に加茂ノ宮遠行ノ由也、お四ツ腹也」とあるように加茂の宮の誕生は確な事実で、私は元和四年の六月頃の誕生と推定する。何故なら、翌五年の六月廿日には同腹に女子梅宮（後の文智女王）が誕生している。四・五月頃と考えないのは、四年の四月に江戸城紅葉山に東照宮の遷宮があり、この式に参列する為、京都より皇弟近衛信尋はじめ重だった公家衆が多数下向し、この時点では朝暮の間はかなり和氣に満ちた雰囲気であったこと、また、六月二十一日には所司代板倉勝重が伝奏広橋兼勝を訪い、「女御入内ノ御用意ノ義トモ申談候」（時慶卿記）という事実は或るいはこの相談は加茂宮誕生による為のものであるかも

知れないこと。そして九月に入ると「女御御入内事、来年無之由風説、初而聞候」（時慶）と、元和五年の入内は延期という風説が流れた。然し、幕府より正式な入内延期の申入れはなかったようである。もともと入内の時期については、元和二年の家康の死、元和三年の後陽成上皇の死去による諒闇明けを待つということ、元和四・五年と莫然と了承されていただけで、月日の決定はなかった。たしかに、和子入内の矢先きに、後水尾天皇と四つ局の間に皇子が誕生したことは、幕府、ことに秀忠とその妻達子にとっては大きなショックであったことには違いはなかるう。武家側にとつては面目丸つぶれともいえる。然し、幕府側は当面冷静を装い、板倉勝重と広橋伝奏の相談は、入内の為の既成準備を着々と進めることに落着いたよう、後陽成上皇の諒闇の終えた九月には、小堀遠江守政一（遠州）・五味豊直を女御御殿の造管奉行に任じ、工事に着手するとともに、諸道具の発注を行っている（時慶、言緒卿記）。しかし、秀忠ならびにその室達子としてはこれを黙認する形で、入内の儀を進める考えがなかったものと考えられる。

八月（元和四年）津藩主の高虎、子高次を囑元（元）に帰えしたの、その対策の第一歩ではなかるうか。九月には上述

のように入内延期の風評が立ち、十月には藤堂高虎上洛のうわさが広まった〔時慶〕。高虎の上洛は十一月三日になつたが、それ以前に諸白大樽など近衛信尋のもとに送られている〔時慶〕。三日には高虎は上洛、直ちに信尋を訪ね、同夜は信尋を伏見の高虎邸に伴い饗応した。信尋サロングールプともいふべき烏丸光広・徳勝院・三宅寄斎なども行を共にした〔時慶〕。高虎は当時、六十三才であつたが、信尋・光広等は青壮年だから大いに酒興にふけつたと察せられる。翌四日、和泉亭にて舟遊し、唐網打などに興じ、「船中酒茶アリ、謡、俳諧」なども行われた。晚に入つて、この頃流行の数寄屋での茶会が催され、「茶は遅桜ニ、又花鶉籠に入、陽明（信尋）御作水仙ト山躑躅ナリ、釜ハ木寺持タルト、水指土ノ物、薄茶アリ、其後被<sub>レ</sub>立<sub>三</sub>座敷、四畳半也、相伴ハ陽明・一条殿・十宮御方、烏丸大納言、予（時慶）以上五人也、一条殿へハ金子一、十宮同一進上也」という情況であつた。時慶は信尋に別れて先に帰洛し、今度の模様を中和門院前子（後水尾天皇・信尋の実母）に報告している。信尋・光広等はどう一日滞在了したようである。十八日には高虎は信尋の伊勢参宮の計画について協力を約している。その間、高虎は信尋・光広等と宮侍衆には色々

贈物をしている。

この間、和子入内の時期について、何等、高虎よりも、所司代からも、朝庭に申入れはなかつたようである。高虎はその後奈良に潜居していたらしいが、その場所は後述するが、興福寺の塔頭の椋皮院ではなかつたかと思われる。〔時慶〕。

十二月十六日には十宮が一乗院に入院され尊覚法親王と名のつた。信尋・時慶以下数名の公卿衆が下向した。この時も高虎は勿論、信尋を訪ねている。十宮の得度が終えられた後、金春孫大夫による能七番が催された。これは一乗院においてであろう。翌朝、時慶は高虎より「数寄」によられた。「遅桜茶入出候」、内府（広橋兼勝）・烏丸・万里・予（時慶）の他に、あとより阿野・徳勝院・玄仲・友甫等が参会した。この時も、茶会のあと、能七番が催されたが、その場所は奈良のどこであつたか不詳である。時慶が「及<sub>レ</sub>夜、松後院ニ烏丸大被<sub>レ</sub>居ヲ尋候」〔時慶〕とあるが、「松後院」は「椋皮院」の読み誤りでないかと私考する。崩れた草書の「後」「皮」はよく似ているからである。椋皮院については奈良にも史料が乏しい。ただ、藤堂新七郎家と縁の深い塔頭であつたことは確かで、当時、既に新七郎良精

の弟の勝舜<sup>3</sup>が入院していたのではないかと推考している。ここで、「大略和泉ニ陽明一座一所見物候也」(「時慶」)と、信尋は高虎と茶・能など共に興じているが、その他、高虎はいろいろな雑用の援助を行っていたと考えられ、高虎はこれらの若き公卿衆の経済的・政治的パトロンであったのであろう。同時に信尋サロン・グループと交流を深めると共に、公家側の動向情報を詳細にいち早く入手していたものと考えられる。

ところで、当時、江戸より平戸への帰途にあってたりチャルド・コックスの日記の一六一八年(元和四年)十一月二十六日の条に、「本日我等は内裏と結婚すべき皇帝の息女を迎へんため、江戸に向へる内裏の婦人に邂逅せり」という注目すべき記述がある。これは幕府より何らかの「女御入内の沙汰が十月二日頃、あったものと考えられるが(「孝亮日記」)、それに対応して、京都より儀礼的に女官衆が迎えの礼をつくし、且つ、入内の準備のための京都風の典例・諸道具の調達などを具申するための下向であろうと、推定されるから、この段階では入内延期が紛糾の表面には出ていなかったものと私考する。

ところが、高虎は元和五年の正月は国元でむかえたもの

か、江戸でむかえたものか不詳であるが、春には江戸に帰っていった。江戸では秀忠上京の儀が決定し、伊達政宗・藤堂高虎が先発となり、四月廿六日江戸を廃しているからである(「実紀」)。高虎は伊賀より笠置通りの上京で、秀忠の上京を廿六日近江の膳所に迎えた。「延宝西島留書」に「上様膳所へ御著座之日、高虎公いかにも小勢にて、膳所まで御迎に御出被成候、諸大名は一人も御迎えに御出候事無御座候事」とある。

## 二

秀忠の上洛は西国雄藩の外様大名衆を先に帰国せしめ、自らの軍勢としては、譜代大名・旗本を中心とした。扈從の旗本衆のなかに、保田甚兵衛宗雪も名を列らねているのが、注目されるが、彼は高虎の重臣藤堂采女元則の甥にあたる。秀忠の元和五年の上洛の目的は次の四項目に集約される。

第一は西国雄藩の福島正則の改易、第二には紀伊徳川家の設置と諸大名の配置替、第三には大阪城の大改修、第四には和子入内問題の解決であった。このうち、第四の問題は秀忠自身、最も心にかけて重要問題であり、前三項は将

軍の権力基盤の確立、公儀権力の樹立に関するものであり、対西国大名衆、対大坂、堺の町衆等に対する示威であり、引いては朝廷への圧力であった。上述の四項目のうち高虎の特に関与したのは、第三・第四の問題であったので、前二者については、本稿では省略する。

第二の問題では津藩は伊勢田丸領五万石を返上し、これが紀州領に編入され、代りに山城の相楽郡、大和添上・山辺・十市の三郡で五万石を替地として給封された。高虎としては兼ねてよりの念願の笠置の險所が自領になったこと（『宗国史』）と、奈良に足場を得たこと、即ち、奈良商人との交流、引いては京・大坂への拠点を確保し得たこととはかなり有利な交替であった。

第三の問題は大坂城の拓修である。秀忠の意図は秀吉築城以上の規模に拓修し、朝廷・西国諸大名衆、大坂・堺の町衆に誇示するに足りうる築城の完成にあった。九月七日、秀忠・高虎は伏見より、大坂城に入り、大坂城の繩張を検討し直した。「藤堂家古事録」には「大坂御城の御繩張に被為成候、此御時も高虎公御一人大坂へ御供被成、一面日大坂城御城廻被及御覧、高虎公と御談合にて、御繩張御究め被成」とあるが、同書は高虎の手柄話のような誇張も

あり、高虎一人扈從と記すが、勿論、土井利勝・酒井忠世・伊丹康勝・安藤重信等も同行したが（『本光国師日記』）、繩張りについての談合は高虎と二人切りであったのかも知れない。すでに高虎に江戸城の繩張りもまかせられており、土佐内家の記録、「集書」でも今年大坂城石垣・堀御普請、諸大名江就被仰付、御見合繩張藤堂和泉守高虎殿御司」とあり、「細川家記」にも、「一、藤堂和泉殿も京迄被差上候、大坂御普請も折々見廻候へと被仰出候事」とか、「山内文書」に「一、藤堂和泉殿一昨日爰許へ被成御越、昨日朔日ニ御鞆初被仰付候」等の記録を見る時、「藤家忠勤録」の「秀忠公、潜ニ高虎公江有御密談而、大坂城之城廓御取立、古跡を被改糺、御繩張、一二三陸池之深さ、石垣之高サ、旧城ニ有増倍而、此御普請、高虎公ニ被仰付（下略）」とあるは身最眞の表現ではない。朝尾直弘氏が発見された新史料元和六年案紙によると、高虎は元和六年二月二十九日、京を離れ、伏見を経て大坂に向っている。そして、三月一日には

昨日者御尋忝存候、今日御ふしん小やへ

朝めし過四ツ時分ニ可罷と存候

但各様次第ニ可罷出候 謹言

三月一日

花房志摩<sup>(正政)</sup>

長谷川式部<sup>(守忠)</sup>

渡部筑後<sup>(忠)</sup>

日下部五郎八<sup>(景好)</sup>

村田権右衛門<sup>(守次)</sup>

(案29)

の書状、同様の書状を戸田左門にも送っている。宛名の面々は、幕府側の普請惣奉行(戸田)、普請奉行(花房)、他、普請の責任の立場にある者である。また三月三日付で、酒井うた・本多上野<sup>(正徳)</sup>・土井大炊<sup>(利徳)</sup>・安藤対馬宛に送った報告書では「一、京都之儀相済去月晦日大阪へ罷越、戸田左門御ふしん奉行衆申談、則朔日に御ふしん鍛始仕候事」(案37)と報じているから、高虎の「京都之儀」即ち、女御入内の紛糾の解決が大坂城鍛始めの三月一日までに成就する必要があったのである。「京都之儀」については本稿の本旨であるので、高虎と大坂城の関係はこれ以上は省筆しよう。ただ、新大坂城の繩張りという重要な仕事が高虎に任せられ、高虎は、「又上様御このみ所少も無相違御座様」(案37)作図した。かくて今日見る大坂城では秀吉の遺存は何一つ残っていないのである(「國史大辞典」)。大坂城改修の事項は本稿の本旨より、いささかそれるようであるが、要は秀忠

の高虎への信任の厚さを証するための記述である。

元和五年九月七日に秀忠は大坂城を見て、京都へ廻り、直ちに帰府という手筈を見て、伏見の土居利勝邸では、奈良の松屋久好を招き小堀遠州の御手前で、重臣達の間で、朝茶会が催されている。即ち、「松屋会記の久好茶会記」に

一、於伏見土井大炊様へ、御咄間ニテ

松平下総守様 松平右衛門殿

板倉周防守様 伊丹喜之介殿

小堀遠江守様 久好

中坊左近殿

台子ニテ茶堂小遠州

杉ヤキ、御汁ツル 引テ サケヤキ物御飯

カマボコ、ヤキフナ、引汁タラ

色々御引物有之

とある。これにつづいて

一、藤堂和泉守様、関才次所ニテ、客ハ中坊左近様・久

好二人

床ニ、ヨソ桜肩衝、四聖坊肩衝、サイキ肩衝・上々セ

ト肩衝

肩衝四ツ餓テ御茶被下ル

という茶会記が出てくる。奈良の町年寄関次次の所で、高虎は自慢の肩衝四個をならべて、いわば、肩衝の茶会と称すべきか。(元和五年)の部に入れられているが、原書には年月日の明記がなかったものと思われる。私はむしろ六年の部に入れるのが隠当ではないかと思う。五年は、高虎が四月上洛以後は、ほとんど秀忠に侍し、秀忠の帰府後は「京都にて女御入内の為奔走し、年末にはその報告を以って江戸へ行っている。六年は三月以後、大坂城拓修のため、山城国相楽郡加茂の常念寺で約九十日程滞在した。その間一日、奈良奉行中坊左近・松屋久好を招き、肩衝の茶会を催したものと考える。この名物のうち四聖坊肩衝は後述するが、家康の形見分けの遺品である。

### 三

第四の、秀忠としては最も心にかかる和子入内の儀については、秀忠は伏見滞在中は何の意志表示もせず、見るべき発展もなく、ただ公儀権力の基盤固めに努めたが、江戸帰還が決まるや、早急に且つきびしい手がうたれた。即ち秀忠離洛の日、秀忠の奏請の形式により、入道前大納言万里小路桂哲光房・権中納言中御門宣衡尚良・四ツ辻季継・

左近衛中将高倉敷嗣良、同堀河康胤、左衛門佐土御門久脩等の風紀上の不行跡を責めて、桂哲を丹波篠山に、季継・嗣良を豊後に流し、宣衡・康胤・久脩の出仕を停めた(「泰重卿記」)。これらの公家衆は後水尾天皇の側近であり、これに四ツ辻季継と藪嗣良は四ツ局の兄弟である。これは秀忠の滞京中に四ツ局に皇女梅宮の誕生もあり、皇子・皇女の誕生に対する秀忠の明らかな報復ともいえる。この頃の宮中の風紀・倫理はたしかに乱れておった。慶長十二年(一六〇七)は猪俣教利と後陽成天皇の寵妃との不祥事件があり、教利が数ヶ年九州遍歴の後、捕えられ、斬られる事件があった。慶長十四年には後の文化人として有名な烏丸光広をはじめ、大炊御門頼国・花山院忠長・飛鳥井雅賢・難波宗勝・徳大寺実久・松木宗信らの少壮公家衆と後陽成天皇の寵妃・女官衆等の間の風紀の乱れの罪で、幕府は朝廷の要請をうけて、所司代が公家衆の処罪にまで手を出し、朝廷の内部にまで立入るようになり、慶長十八年には「公家衆法度」をつきつけ、ついで、豊臣氏滅亡後の元和元年(一六一五)七月には、「公家諸法度」を發布して天皇の朝廷内における権限すら剝脱し、天皇は宮中儀礼を行う程度の権限を有するにすぎなくなったのである。たしかに

源氏物語的な雰囲気を理想とした社会で、然も政治的には何の権限も希望もない現状では倫理の頹廢は当然の成行であつたらう。

ところで、今度の元和五年の後水尾天皇の側近衆への裁断は秀忠の在洛中はほとんど問題にされず、秀忠の帰還と同時に実行に移されたが、元和五年の秀忠上京の諸般の処置は、秀忠の政治家としての凡庸でない片鱗をみせている。官中側はこの度の公家衆の裁断に対する反感は一方ならず、武家伝奏役の広橋内府は、「三百年以来之奸佞之殘賊(兼徳)臣也、於唐土、趙高・季斯、於本朝イルカ・守屋之臣ニ倍セル者也」(「土御門泰重卿記」)と怒りをあらわに攻撃されている。これより先、後水尾天皇は和子入内の儀は元和五年は延期するという幕府の意向に対して

今度は藤堂和泉守種々懇切之義ドモ、難謝次第二候、然者入内先々当年はのへられ候様ニ粗承候、さためて我等不行跡、秀忠公心にあひ候はぬ故とすいりやう申候、さやうに候へハ入内遅々候事、公家武家共以面目不可然事候条、我等に弟もあまた有之事候へハ、何にても即位させられ、我等は落髪をもして、逼塞申候へハ、相濟事候間、必定入内当年ハ於被延引は、右之通相調候様に、藤

堂和泉守肝煎候は、生々世々わするましき由申つたへられ候は、持悦不可淺候也

九月五日

(近衛信忠)  
右大臣とのへ

後水尾天皇宸筆御歌

名にしおふははな橋はそれながらむかしはかりのほひやはある  
(宗国史)

の宸翰を弟近衛信尋に当て、自己の不行跡から、入内延期になることは、朝廷・幕府共に「面目不可然事」であるので、自分は讓位して、弟の誰かに皇位に就いて貰いたい。藤堂和泉守をして、左様、幕府に自分の意向を伝えて、讓位の実現を期してもらいたいと信尋に依頼した。後水尾天皇は当時、二十三・四才の血氣盛り、然も氣骨のある天皇であるので事の成り行きは致し方ない事であらうし、こうなることは敢えて承知の上の行為であらう。しかし、後水尾天皇に讓位されては、幕府は家康以来の宿望は無に帰してしまう。何の為の今日までの入内の画策・準備であつたのか。一方側近公家衆が赦免されなままの入内延期は天皇の面目にかかわる。後水尾天皇としては宮廷内に種々昵懇の多い高虎とはいえ、所詮は幕府側であり、その高虎に



叶わぬまでも強い望みを托していることは、幕府に対する抵抗の表明であるといえよう。高虎に対して、若し、実現がかなえられるならば、その恩は「生々世々忘るまじき由」とまでを申伝えて呉れと信尋に頼み、且つ、御製の歌箋と、「宗国史」によれば、御製の意味する治金作りの橘枝の外に、勅方調香・定家歌軸・内厩鞍馬・虎皮鞍帽などを高虎に贈っている。朝廷としては高虎の奔走に大いに期待した。しかし、高虎はあくまで幕府方の人間であるので、讓位の件は何としても思いとどまらしめ、入内実現の線で奔走したこと勿論であろう。そして、秀忠の九月十八日、京都を去るに当って、置き土産に、後水尾天皇の側近の公卿衆の所罰は、いわば、天皇の九月五日付の高虎への懇望に對する秀忠の解答のような形である。勿論、公家衆の所罪は高虎の行える事ではなく、秀忠・并に幕府重臣達の意向であつたのであろう。後水尾天皇の怒りは再度、讓位の意向となつて、近衛信尋に宸翰を以つて伝えられた。

(前略)、对將軍、少も所存無之候へとも我等器量なく候へは、とかく逼塞申度候間、將軍機嫌能様に憑候通申被伝候へく候 今日、其許板倉伊賀守藤堂和泉守、參候由内々承候、今度公家衆法度被申付候、尤至極候、併、か

様之儀出来候事も我等不器用故ニ候条、必定將軍も見かきられ候はんと恥入候(中略)此上者、我等兄弟何れニても即位させられ候而、王法たゞしく候はん事可然候歟、我等即位之刻は、家康公以馳走、はやはや八年在位之事情へは、旁々以山居之志候間、此等之趣委細被申合候て、讓位候事、為兩人可然様に將軍へ申入候様に頼入候通、可有伝舌也

十月十八日

(近衛信尋)  
右大臣とのへ

後水尾天皇は近衛信尋が今日(十六日)、板倉勝重、藤堂高虎とに會談する由を聞いて再度、讓位の意向を表明して、その実現を期すべく、弟信尋に頼んでいるが、全体の調子は九月五日付、高虎に依頼した調子より、やや気弱いトーンである。高虎等がどんな奔走したか、宮中武家両方の事情にもくわしい「本光国師日記」にも全く知る史料がない。ただ、勝重・高虎の老練派の事故何とか天皇側の面目も立てて讓位を思い止まらせようとしたことは想像できる。それは、後述のように十一月二十日付の書状で、高虎は近衛信尋に近く新所司代板倉周防守重宗が上洛するから、それまでに何とか解決を見たいという意向を表明していることで察せ

られるが二十日付書状は残っていない。多分、新所司代は若いだけに強硬派の一人であったのであろう。その高虎の書状に対する信尋の返書は次の如きものである。

返々、從跡吉左右待申候

廿日之書中令披見候

一、周防上洛之様子委細にきき候て祝著ニ候

一、御きげんよく候よし、先々珍重に存候

一、其方書中之通、天子へ申上候へは、一段と御満足の

御事に候、いよ／＼うつくしく相調候やうにと申遣候へ

との御事に候

一、昨日はくさりのまにて、(應)八条とのふるまひ候て、夜

入候てまで大酒候つる、さりながら我も人も行儀あし

き事はすこしも候はず候つるまゝ、可御心安候、徳勝

院・宗林なども参候つる、(三七老)き育はちとわつらひ候て、

参候はず候、(小徳)遠江かつてへみまひ候て、ことのほかき

も入候つる、毎度心には存いたし候て、御ゆかしきの

みに候、とかく／＼むかしをいまになすよしもかなに

候

小姓共何事も候はず候

一、来春はめでたく、無相違、かならず／＼御上洛候へ

く候、めでたくかしく

十一月廿九日

(近衛信尋)

こ

泉州 (宗国史)

これより先、十一月十二日には土御門泰重は中院通村に夜話に招かれ、「種々禁中事共雑談在之也、鶏鳴之比罷帰候」、十六日には「晩に近衛殿致伺公候、御異見申入候、又下拙所存申入」(「泰重卿記」とあるが、この相談事とは、元和六年正月八日の日記に「於中院亭談合之事在之也、密議之故、不書載之也」(「泰重卿記」とあって六年正月廿日、廿七日、廿八日には国母も相談に加わっているから、先ず、和子入内の件についての関東方への対応を相談したものと考えられる。

この相談事は前掲高虎の書簡の冒頭の「周防上洛之様子委細に聞き候て祝著に候」という書簡の内容に就いての対応策であったと考えられる。新所司代重宗は九月に父に代つて所司代職に任ぜられていたようであるが(「国師記」、元和五年の秀忠帰府には同行して江戸に帰っていたと見える。その若き新所司代が近々上洛するについての情報を高虎は信尋に詳細に伝えたものと見える。そして、信尋が「委細にきき候て祝著に候」と礼を言っていることは、重宗の

上洛は尋常一樣の上洛でないようで、その点については信尋側でも充分考慮しておいてほしいというような内容のものであったと想像される。これに対して、朝廷側の結論は「其方書中之通、天子へ申上候へは、一段と御満足の事に候、いよ／＼うつくしく相調候やうにと申遣候へとの御事に候」とあるように、高虎の妥協案とも考えられる高虎案は一応天皇を満足させたものと思われる。高虎の示案の具体的内容はもとより不詳であるが、高虎は十一月末の京都側の意向を以って、秀忠に報告、指示を迎ぐため、十二月には江戸へ帰った（宗）。信尋の前掲の書状でも「来春はめでたく無相違、かならず／＼御上洛候べく候」と翌年の早々の上洛を望んでいる。ところが高虎と入れ替るごとく板倉重宗は十二月某日上洛<sup>⑨</sup>、案の定、重宗のもたらした江戸の回答は高虎の危惧した強硬意向で、天皇の讓位は勿論みとめず、入内も既定方針通り、処罰の公家衆の赦免は早期にはないという方針であったと考えられる。高虎の天子へ示した案の内容は不明であるが、とも角、「きれいに後くされないように解決するように申伝え」という、かなり天皇側を満足させる案であったことは想像できる。その想像がゆるされるならば「讓位は思い止まる、入内も予定通

り、但し入内前に勅勘の公家衆の赦免の実現を期す」という内容のものではなかったかと思考する。前掲の「土御門泰重卿記」の元和六年正月八日の記事は「密議之故不書載之也」とあるが、日記にさえ「不書載」密議とは、周防守重宗の提案が書記するもいまいましい内容であったからではなかるうか。

一方、江戸では正月十八日大坂城大修築の役を負課が西・北国諸大名に発表され（実紀）、高虎は自身繩張した件でもあり、入内の件についても京都の情勢を報告した上で秀忠の内意を把握して、二月初め江戸を発して二十四日に上洛した。その上洛を待つようにして近衛信尋の次の書状がとどいた。

先刻申候通委国母へ申上候、色々御きも入申談、御祝著におほしめし候よしに候、今夜はもはや夜も更候、又御くたびれにても御無用候へく候、為其如此候 かしく

二月廿四日

（近衛信尋）

藤 泉州 （宗国史）

信尋は前掲の「泰重卿記」などでみられるように、国母を含めて、重宗の強硬処置に苦慮していたようで、そこへもって高虎の上京であるので、高虎の外様大名の資格を忘

れんばかりの早速の書信である。高虎は翌二十五日、前所司代勝重に早速、次の書状を送っている。

御懇書中委細拜見仕候、明日了節参候は、面にて可申承候、何共のびくなる御意共迷惑仕候、大坂ニハ我等罷越、各被相待由ニ御座候、何共御笑止成事共御座候、とかく明日懸御目可得御意候

二月廿五日

板 伊賀殿(案3号)

本来の自己の仕事「大坂ニハ我等罷越、各被相待由」にて、「了節被参候は、面にて可申承候」何共のびくなる御意共といささか焦慮の気味である。本文書の冒頭の「懇書」の二字は「いせ消ち」になっているから正文には書かれていなかったのであるが、この二文字によって高虎と勝重がかなり連絡をとっていたことが読みとれる。そして高虎は次の書状を重宗に送っている。

只今それへ以使者申入候、明日次飛脚之儀今一往、今日之御返事を御聞届候而被遣可然候哉、其段伊賀殿へも御相談御尤候、飛脚参候は、何時も御知せ奉頼候、書状進上可仕候、将又、明晩之儀忝候、必致祇候可申通候、

二月廿六日

板倉周防殿 御報(案10号)

朝尾教授が「二十六日、継飛脚をもって、事の次第を江戸へ報告しようとする重宗に対し、今一往、今日の御返事を御聞届候て被遣可然候哉とおさえ、父勝重と相談するよう勧めたあたりは新所司代としての気負いのみえる若年の重宗を、高虎・勝重の老巧組が制し、成算をもってじつくりと事の成行きを見定めようとしている様子がよみとれる」と解説されている。「泰重卿記」では、廿四日高虎の上洛を記し、次に

廿六日、晴、飯後從禁中召候阿野(案四)黄門、予等御前侍候畢、一義御談合之事也、各所存申上候畢、種々出入有之也、及薄暮、国母様、近衛様、為別勅除服宣旨下、御参内御談合終、近頃目出度事也、各退出、日出也、

とあって、夜を徹しての議論、最後に国母中和門院、近衛信尋らの後水尾天皇説得が功を奏し、漸く天皇も幕府側の意向に従うことを承諾され、「近頃目出度事也」という結果を見た。高虎が重宗に今日の御返事を聞き届けてからという事は、この禁中評議の結果にかなりの確心をもっていたからであろう。その裏には高虎の老獪なすかしと恫喝もあつたことであろう。(註)

とも角、高虎の喜び様は伝奏前内府広橋兼勝に宛てた次の書状が如実に物語っている。

御のんさんの御書中忝存候、如仰昨日者御尋申候処、御他出旨候間、申置罷(トマ)通候、将又禁中方之儀付而、国母様迄為御使罷上候処、何方へも相きはり不申、無事に御機嫌もなをり申候間、上下共ニ目出度との御事御座候、我等一人之大慶、老後之面目施候、御次而刻は可然様に奉頼候(案12号)

そして、高虎は次の報告を幕府の評定衆にしたためてい

る。

謹而致言上候  
一、去廿四日に京着刻、すぐ伊賀守所へ参、周防兩人へ、公方様御錠の趣申渡、兩三人談合仕、其晩に 国母様へ申上候処、今度女院様御他界付而、忌内ニ御座候付、国母様、近衛殿も御参内不成候旨被仰出、其上最前より御入内前に、勅勘の公家衆不残被罷出候様無御座候は、御機嫌なをり申問敷の旨、被仰出候付而、廿五日六日は其理段々申上候、終御同心無御座付而、関白殿(九条忠光)へ周防同道仕参、前後の御錠の趣具申上、此上は諸公家衆被召寄、公方様御如在無御座通申渡、自然又被仰

分も御座候は、承届 関東へ言上可仕旨ニ相定候処、

廿七日夜 国母様近衛殿被成御相談、内々にて被為得  
御慮候処、此上は何様共 公方様御意次第と被仰出、

書物已下も不入由、御錠にていかにも御機色よく相  
濟、天下上下共ニ大慶目出度奉存候

一、六月中に御入内(中略) 周防守被罷下、万事可得

御錠旨御座候事 弥御入内以後ニ勅勘の公家衆不残可被召  
出と

一、私儀相定申候事 大坂へ罷越、御ふしんの様子各相談

仕(下略)

恐々謹言

二月廿八日

酒井うた殿(忠世)

本多上野殿(正徳)

土井大炊殿(利勝)

安藤対馬殿(重徳)

(案16号)

又、同日、佐久間備前守や日野唯心(備前)、山名禅高(備前)、毛利伊勢守等十名程の大名にも、入内の儀は何方へもきはりなく相済したから、早々に大坂に下り、御譜請の相談にのるつもりであると申送っている(案17)。実際三月一日の大坂城の歛入始めはせまってくるし、前年十一月二十九日付の近

衛信尋の書状における天皇より「うつくし相調へ候へ」と申渡された高虎の提示した案と、十二月に、板倉重宗の提示した幕府の意向には多少の相違があったものと思われるので、高虎自身かなり焦慮の状況であったのではないかと思われる。高虎が江戸より上洛した二月、秀忠の新意向をもって高虎は、先ず、板倉勝重父子に会い、最後の努力をつくすのであるが、その新意向とは入内後早々に勅勘の公家衆を赦免するかどうかということにあったように前掲の書状より推測しえられる。天皇側はあくまで入内許可の替りに先ず公家衆の赦免ということにあったのではなからうか。天皇の權威と幕府の公儀の権力との正面からの衝突で、どちらも容易に譲れない問題であったのではなからうか。最後に高虎の恫喝と慰撫とは天皇側も折れざるをえなかったようである。恫喝とは多分天皇の左遷、島流しまでも考えているという言辞であろう、慰撫とは朝廷と公家衆への経済的な面倒見などであろう。朝尾教授は京大所蔵の「藤堂家記」を引き、その史料性に、ことに表現にいかがわしい点をみとめられながらも、その内容の真実に近いことを認められたのは諸般の事情から考察されてのことであろう。恐らく前後の事情から考えて、天子は左遷、高虎

は責任上腹を切るということをお寄せたことは、このこの段階に至っては充分にありうることである。国母と信尋が新上東門院の服喪中にもかかわらず「為別勅除服宣旨下」を得て参内し、天皇の姿勢を極力なため、秀忠の申出でを承服した背景には「藤堂家記」の内容に似たやりとりがあったのではあるまいかという朝尾説は説得力がある。

高虎は年来の難題の解決したよろこびを、二月廿八日の勝重宛の書状で「過夜はゆるくとふせり申候、御心中も令察候」(案22号)と、先ず自分がゆっくりと眠られたことを述べ、次に勝重の御心中を察せしめ候と、高虎としては思わず本音が出たのであろう。万事に配慮深い高虎のこと故、幕府の重臣、然も年長者の勝重を先にして次に自己の情を述べるのが、高虎の有り様であるが、この書信には、心身共に安堵した真実が如実に語られている。其の後の経過は別稿にゆずる。

#### 四

和子入内が紛糾した時、何故、一外様大名の藤堂高虎が公家側を説得する難役に選ばれたのであろうかという最初の問題に立ち帰ろう。

第一には、先ず高虎に寄せる秀忠の絶大ともいえる信頼であろう。天海・崇伝・高虎は家康の側近グループであった。往々、家康側近派と秀忠側近派は対立したが、この三人は別であった。決定的理由は権力掌握に直接関係がなく、絶えず二番手としての相談役に徹していたからであろう。前述二条城・大坂城の繩張の他に、秀忠と高虎の間を物語る史料に、秀忠の数寄屋御成りという茶湯を媒介とした例が最も好例の一つである。秀忠は古田織部より台子茶湯を伝授されている。<sup>13</sup>高虎は豊臣秀長に仕えた関係上、大和郡山時代より、その周辺に茶道との関連を語るに、人脈的にも資料的にも欠かない。人脈の第一は小堀作助遠州が高虎の養女（同族玄蕃頭嘉清の女）の婿であるという事。その他奈良の関才次や遠州を媒介としての近衛信尋・サロン・グループとの交流がある。

遠州があれ程有力な幕府の官僚に成った背景には大大名藤堂高虎があったからだろうと、森蘊氏は「小堀遠州」（吉川弘文館）で説かれているが、反面、高虎が京の公家衆と特に昵懇な交流を有したのは、織部亡き後の当代随一の茶道・造園等の文化人遠州の媒介があったからともいえるのであるろうか。千利久亡きあとの随一の茶人は古田織部とい

われ、信尋も遠州も織部の茶湯を学んだ。高虎は織部に茶を学んだ史料はない。しかし、不思議の縁と云おうか、高虎の茶人としての由縁を象徴するものと云おうか、元和元年（一六一五）閏六月十日、古田織部が大坂方味方への謀叛の罪を問われ、切腹、堀川三条の織部邸は収公されるが、その収公の役を高虎が命ぜられ、そのまま同邸宅は高虎に下賜された。これが藤堂藩の京都堀川藩邸の始りである。

「宗国史」では、「六月賜<sub>ニ</sub>邸<sub>ヲ</sub>于<sub>ニ</sub>四条堀川<sub>一</sub>（中略）（参考）（重然）元和元年六月十日伏<sub>レ</sub>誅<sub>ニ</sub>、籍<sub>シ</sub>其<sub>ノ</sub>第<sub>ヲ</sub>、賜<sub>レ</sub>公<sub>ニ</sub>、當時呼<sub>フ</sub>為<sub>ニ</sub>檢邸<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>知<sub>ニ</sub>何<sub>ノ</sub>緣<sub>由</sub>、古田氏茶室遺址、今尚存矣<sub>ト</sub>」とある。また、「伊賀御屋敷之舞台下間少進好也（中略）小書院、繪天井、壁図等狩野山楽と云、是亦京都堀川之建物を引きれたる由也、囲は古田織部好となり」（『累世記事』）とあるから、伊賀上野城内屋敷に移されたものもあったのであるろう。

堀川四条の古田織部屋敷が茶室もろともに高虎にあたえられたことその他に、次の一事も高虎と茶との関係を物語る象徴的事象であろう。それは家康の死後「大御所遺物として井伊掃部頭直孝は銀一万両たまはる、藤堂和泉守高虎は四聖坊肩付をたまはり（下略）」（『実紀』）と、

名物四聖坊肩付を遣はされたのは武人としての高虎、政治家としての高虎より茶人としての高虎がみとめられたことになる。四聖坊肩付は東大寺塔頭四聖坊に伝来された名物茶器で、天正十八年には豊臣秀長の所有となり。その八月聚楽第の茶会で秀長が用いているのみ、慶長四年（一五九九）小早川秀康の所有となり、後に家康に渡った。家康の死後、遺物として高虎に下賜され、高虎の死後、高虎の遺物として家光に献上され、後、柳宮御物となり、現在は前田家に伝存しているという（『国史大辞典』）。元和五年<sup>（一六二四）</sup>、高虎は奈良の関才次所において、ヨソ桜肩付、四聖坊肩付の他二ツの名物肩衝を並べて四肩衝の茶会を催していることは前述した。この他、茶と高虎とを物語る逸話は別稿にゆずるとして、秀忠好みの数寄屋茶会と高虎の關係に入ろう。秀忠はしばしば家臣大名の邸宅に臨み、数寄屋茶会を催した。これを「数寄屋御成り」と称し、その政治性にも言及されたのは矢部誠一郎氏であった。<sup>（14）</sup>

秀忠が將軍となって、家臣の大名邸宅に遊んだのは、伏見では慶長十年（一六〇五）五月、池田輝政邸が始りではなからうか。ここでは「茶を奉る」とある（『実紀』）。江戸では翌十一年、藤堂高虎邸や伊達政宗邸が始りではなから

うか（別表）。伊達政宗邸におもむいた時は「於数寄屋、御茶さし上候」とある（『実紀』）。ついで元和三年五月十三日の松平利常（前田）邸に臨行の時は、「朝は数寄屋に被為成、其御書院へ為出」（『国師記』）とあり、数寄屋に入る前はまず露地より数寄屋に被為成（『將軍家御成記』）とあって、数寄屋御成の形式で、広間に移り猿樂七番が演能され、十数人程の大名の参観が許されている。矢部氏によれば御成の準備の段階で幕僚によって御成の屋敷造作、規模、飾りまた御相伴衆まで全て指事されていると説かれている。それにつき数寄屋御成形式にはくさりの間の出現が意義を有しているのではないかと私考する。鎖の間とも書かかれ、通常、茶室の勝手に接続して、炬が切られ、夏も冬も釣釜を用いたため鎖の間の名称があるという。この工夫は津田宗及に始るといふが（『南方録』）天正末年に出現したという以外確証はない。茶会記に鎖の間があらわれるのは織部以後であるし、<sup>（16）</sup>広さも六畳程度、床、付書院などをもち、小間の茶室での会が終了後、ここでくつろいだ茶がもてなされた。利久が台子茶道を根本としたに対し、織部が大名茶、書院茶を創造したといわれているから、鎖の間をふくめての数寄屋茶湯は織部好みといえる。台子茶湯とはいえ、織



別表 徳川秀忠家臣邸臨行表

年 月 日	臨邸大名名	相伴大名衆, その他記事	徳川実紀外出典名
慶長11年(1606) 是年	藤堂 高虎	宝刀を賜う	宗国史譜
〃 11年是年	伊達 政宗	数寄屋にて茶	貞山公治家記録
〃 14. 5. 17	藤堂 高虎	能あり	慶長見聞録案紙
〃 14. 12. 26	小笠原秀政	囲にて御茶, その後囃子あり	秀政年譜
〃 15. 10. 16	伊達 政宗	青山忠成・浅野長政 織部に茶事相談 この時政宗と長政絶交状態であつた。長政秀忠の召しに応ず	伊達政宗事蹟記録考
〃 15. 12. 25	上杉 景勝	伊達政宗, 藤堂高虎	治国寿夜話
〃 16. 12. 21	金森 可重	御茶を献ず	金森家伝
〃 17. 3. 28	藤堂 高虎	能あり	公室年譜略
〃 17. 11. 是月	藤堂 高虎	能あり	同 上
〃 18. 3. 2	佐竹 義宣	(伏見義宣邸)	佐竹文書
〃 18. 3. 28	伊達 政宗	石川玄蕃延寿院玄朔	貞山公治家記録
〃 18. 6. 2	藤堂 高虎	能あり	義演准后日記
元和3年(1619) 5. 13	前田 利常	日野唯心, 藤堂高虎	本光国師日記 (以上「大日本史料」より) (以下「実紀」(寛永七年藤堂高虎没年マデ)
〃 4. 3. 20	藤堂 高虎	茶申楽(後, 高虎女を松平忠郷に嫁すべき御意有)	
〃 8. 是年	藤堂 高虎	茶, 申楽有	
寛永元(1624) 1. 6	徳川 頼房	特に記事ナシ	
〃 1. 4. 14	蒲生 忠郷	徳川頼房, 藤堂高虎	
〃 2. 2. 5	松平 忠長	徳川義直, 同頼房	
〃 3. 2. 27	徳川 頼宣	徳川頼房, 藤堂高虎	
〃 3. 3. 7	同 上	徳川頼房	
〃 3. 10. 18		9月11日秀忠妻浅井氏死去	崇源院葬礼
〃 4. 5. 3	徳川 義直	徳川頼房, 藤堂高虎, 立花宗茂	
〃 4. 5. 14	徳川 頼房	徳川義直, 藤堂高虎, 立花宗茂	
〃 4. 10. 12	徳川 忠長	徳川頼房, 藤堂高虎, 立花宗茂	
〃 5. 3. 12	伊達 政宗	丹羽長重, 藤堂高虎, 立花宗茂	
〃 6. 2. 13	松平 忠長	徳川頼房, 藤堂高虎, 立花宗茂	
〃 6. 4. 29	前田 利常	徳川頼房, 藤堂高虎,	
〃 6. 6. 1	松平 忠長	徳川頼房, 藤堂高虎, 立花宗茂	
〃 6. 9. 2	土井 利勝	徳川頼房, 藤堂高虎, 立花宗茂	
〃 6. 12. 26	堀 正寄	丹羽長重, 藤堂高虎, 立花宗茂	
〃 7. 1. 29	酒井 忠世	徳川頼房, 藤堂高虎, 丹羽長重, 立花宗茂	
〃 7. 4. 11	伊達 政宗	藤堂高虎, 丹羽長重, 毛利秀元, 立花宗茂	
〃 7. 4. 21	島津 家久	丹羽長久, 加藤嘉明	

部の伝授をうけた秀忠が將軍にふさわしく数寄屋御成りの茶湯を好んだのも故なしとしない。その御成りの回数 は矢部誠一郎氏は主として、外様大名邸への御成りを中心に数えあげているが、それはやや誤解も生ずるので、私なりに別表を掲げた。数寄屋御成形式の比較的完成された寛永三年の四月十四日の蒲生忠郷邸の御成りにその模様をみよう。「水戸宰相頼房・藤堂和泉守高虎・暁天より御先にまかりむかへ奉る。ならせ給へば、直ちに露地口より忠郷迎へ奉り茶室に入らせる。頼房卿・高虎も従ふ。御膳を献じ御中立あり、再度いらせ給へば頼房卿・高虎も同じく陪座す。先に床に掛けし春甫の書幅を徹し、花筒ばかりをかけて燕子花を下に置たりしかば、大御所御自ら花を挿せ給ふ、兼て其御風致拝覧せん事を願ふゆへなるべし。忠卿手前の茶を献ず、召上られて頼房卿にたまひ、卿より忠卿にめぐり高虎に納む、後の御炭も、大御所御手づからあそばされし、果てて鎖の間にわたらせ給ひ茶菓をすすめ奉る。ここにて長袴をめされ、書院に生まれ賜物献物そこばく礼畢つて猿楽を献ず(下略)」「(実紀)」というのが数寄屋御成りの形式。最後の献盃の儀は紙敷の為割愛した。

前掲の秀忠家臣邸臨行表の特色は將軍當時は案外に外様

大名邸が多い。大御所時代に入ると、身内一族の大名邸への臨行が殆んである。詳しい考証は省略するが、周囲と隔絶された三疊大目や四疊半の狭い茶室の相伴衆の中では圧倒的に藤堂高虎が多く、ついで立花宗茂・丹羽長重の外様大名を陪従せしめている。立花宗茂・丹羽長重は関ヶ原の戦いで西軍に属し失脚した。後、復活した人物で詳しい経歴は別稿にゆずるが、ここにも政治家秀忠の非凡な片鱗を見る思いがする。大御所となつてからは身内関係の大名邸への臨行が中心になる。ことに寛永三年、妻崇源院の死亡後は二・三の例を除いては、ほとんど身内の親藩大名邸である。それにもかかわらず藤堂高虎が陪従を仰せ仕つてゐる。矢部氏が相伴衆は全て幕僚の指示によると言われているが、むしろ秀忠の指示によるものと考えるのが妥当である。この肉親一族中心の茶会のうち、寛永二年二月五日の駿河中納言忠長邸(寛永一〇年、賜死)の場合の例をあげると、「(前略)御茶事畢て忠長卿の寝所にならせられ、三献の御祝あり、先御盃を義直卿に給ひ、返酬してその御盃を忠長卿へたまひ、又酬ひ奉りて頼房卿給はり、二献は忠長卿・義直卿・頼房卿、三献は義長卿・頼房卿・忠長卿給はり納む、次に書院にて猿楽御覧(下略)」「(実紀)」と明ら

かに親族間の将来を顧慮した固めの形式である。これ程、多くの親族間の茶会を催したのは、秀忠の孤身の寂寥も手伝ったことであろうが、やはり後顧の事を慮つてのことであろう。この点でも非凡な政治家であるが、権力の非常さは秀忠の念願を裏切ることになるのである。

ともあれ、秀忠の高虎に対する信頼度は茶事に托して、父家康以上のものがあつたように思われる。これが秀忠夫妻が娘和子入内の紛糾の処置を高虎に托した第一の理由であらう。

第二には、高虎が京都公家衆、ことに近衛家とかなり親近な交流を有していたことも大きい理由にならう。

高虎と近衛家の関係を語る時、先ず順序としては、津藩領内最大の寺院の一身田高田専修寺と近衛家との重縁関係を語らねばならないであろう。高虎は慶長十三年（一六〇八）、伊賀一国と伊勢国一部を併せて、二十二万石余の大名として、移封され、津府に赴いた時、直に一身田門跡をたずねたという。時の門跡十二代堯恵は老年故、その子堯真（堯真も）に刺を通じている（「宗」）。当時の寺務は堯真が掌握していた。堯恵は足利將軍義晴の猶子であり、実母は飛鳥井権大納言従一位雄嗣の子であつたが、近衛関白太政大臣尚道

（通）の猶子として入寺した。堯恵の子、堯真は近衛前久（時嗣・前嗣・晴嗣とも称す、号菴山）の猶子となり、室は犬山の城主織田信清鉄斎の女であつた。この室と藤堂家第一の重臣、藤堂仁右門衛門高刑（本姓鈴木氏）の妻の母（伊勢貞興の室）とは織田信清の女で、姉妹の關係になる。したがつて、この辺の事情を「宗国史」では、「法嗣堯真主寺、堯真室犬山公織田信清女、仁右衛門高刑妻実其姪女也、堯真接見大喜曰、仁右衛門於俺家有姻婭之親、願勿外他看了、公笑曰、只恐和尚外他看了、爾後休戚相及、親好日厚、堯真嘗為近衛公時嗣之猶子、其義王母、亦近衛尚通女也、公之厚近衛、可復考矣」と記している。堯真は近衛前久の猶子となり、その子十四代堯秀は近衛信基（信尹三院院）の猶子、十五代堯朝は寛永五年のことではあるが、近衛信尋の猶子となり、同十二年に、高虎の女（前に蒲生忠郷の室、十一年忠郷死して帰家）が堯朝に再嫁するのである。ともあれ、高虎と一身田門跡家は「公之厚近衛、可復考矣」とある通り、一身田門跡家と近衛家との累縁が多少の意味をもつたものと考えられる。ただ、近衛家に対して、門跡家は猶子と云つても、或る程度は形式上のことであつて、和子入内について、一身田門跡が動いたという史証はない。

たとえば、近衛信尋は寛永五年、堯朝を猶子にするに關して、「本源自性院記」の同年六月廿九日の条に、

晴、西洞院入道被來、伊勢の一身田專修寺弟子、近日可

有得之由也、然者家門ニ対シテ由緒有之間、得度以後同

心アルヘシ、対面スヘシヨシ被申、合点之由返答、東求

院三藐院之文ヲ被見、即写留、裏書之（下略）と記し、

猶子とする根拠として、東求院殿、三藐院殿の專修寺との

關係の書状を持ち出しているが、こうした文書上の証拠を

必要としたことは、当時の常識であろうが、こういう証拠

上の文書が必要であつたことは、平常時における關係は儀

礼以上のものは殆んどなかつたものと思わねばならない。

しかし、一身田堯真、真秀などの介在の縁があつて、高虎

が近衛家に近づく手づるを得たことも、蓋然的には考え得

られることである。高虎としては、和子入内の問題の有無

にかかわらず、近衛家と重縁關係にある一身田專修寺の存

在は、朝廷側の情報蒐集のためには有難い存在であつた筈

である。

次に高虎の義子小堀遠州との關係を紙數の關係上簡単に

述べよう。

元和四年頃の小堀遠州は当時、茶道隨一の人物で、京洛

における代表的文化人としてその文化的優位性を以つてこ

そ、京都の公家衆を禦しうることが出来たのであろう。こ

の遠州の妻の妹は高虎の一族にもなるが、一乘院門跡執事

中沼左近大輔元知（通称左京）に嫁している。一乘院は五

撰家中、最も近衛家と親密な關係にあつたことは周知の事

実である。そして、この中沼左京の弟が石清水八幡宮の社

僧で、後に滝本坊の住持となつた松花堂昭乘（一五八四—

一六三九）である。兄にしたがつて近衛家へ身を寄せてい

た為、詩歌、書画に秀いで、世に寛永の三筆として称せら

れた人物。茶は勿論、小堀遠州に学び、「八幡名物」の茶器

の蒐集でも鳴らした。近衛信尹の死後は信尋と交流を深め

た。

高虎人脈の近衛家との關係を語る材料は多いが、前節で

あげた元和五年十一月二十九日信尋が高虎に宛てた書簡に

出てくる人物をめぐつて宗国史の謹案について、一言ふれ

ておこう。

一、周防上洛之様子、委細にき、候て、祝著に候

の周防を宗国史の謹案は「周防当是周防源三郎、京師商人、

号木津屋者」と解している。高虎が何故、一町人の上洛を

詳細に近衛信尋に届けなければならないか、また、宗国史

の著者は板倉伊賀守との関係上、周防は直ちにその子周防守と気が付きそうなるものである。さらに誤りは、

一、昨日は、くさりのまにて、八条とのふるまひ候て、

夜入候まで、大酒候つる、さりながら我も人も行儀あ

しき事はすこしも候はず候つるまゝ、可御心安候、徳

勝院、宗林（三宅寄書）なども参候つる、き齋はちと、わつらひ候

て、参候はず候、遠江かつてへみまひ候て一たんきも

入候つる、ひん（奥書）き候はよく御礼被申て可給候、

山岡  
図書もみまひ候て、ことのほかきも入候つる（下略）

の謹案では「石川数正、称伯耆守、（中略）祝髮号宗林、徳

勝院、山岡図書並未詳其人、俟考」としている。石川伯耆

守数正ならば当時既に死亡（文禄二年没）（二五九三）している人物で

ある。山岡図書景以なども金地院崇伝グループの一人で、

高虎と崇伝の関係、ことに山岡図書は近江の人であること

を考慮に入れば、宗国史の著者が未詳とすることは不可

解な思いがする。

徳勝院はこの人物は私も自信がないが、北野天満宮の三

官司の一人の徳勝院ではなかるうか。北野天満宮の別当は

曼殊院門跡であった関係上、徳勝院官司が八条宮智仁親王

と親交があったのではないか。徳勝院については御教示賜

りたい。石川宗林は「台徳院殿御実紀」（実紀）の慶長十九年十二月五日の条に「石河備前入道宗林拜謁し、羽織を献ず、此宗林は関ヶ原以後浪人せしが、今度大坂に籠城せず拜謁を許さる」とある。石川備前守は秀吉に仕え、美濃

大山の城主で、貞淀とも貞清とも書かかれ、関ヶ原戦に西軍に属し、戦後徐封、浪人していた。これより先、慶長四年三月六日秀吉最後の吉野の大茶会には「古田織部、小堀

作介（政一）、金森出雲守可重、石川備前守」と「松屋会記」に名が見える人物で、遠州、金森可重などと共に織部の弟子として茶名をうたわれていた。大坂陣以後は京都に静居

して茶人として公家衆と親近に交流していたとみえる。元和五年正月智仁親王が茶室建て始め、数寄屋、くさりの間

など営み、五月卅日数寄屋開きをした。その席に「石川宗

林・寿徳院・昌琢来」とあり（智仁親王日記）また、その年の九月十日、伊達政宗が池田備中守長幸を朝食の茶に招いた

たがその席にも、「織田有楽老、佐久間不干老、石川宗林も

御出」（貞山公治記）とある。

山岡図書景以は近江瀬田城主の山岡一族、甲賀の毛牧（もぐら）の

出身、秀次生害の後秀吉に仕え、後、家康に仕え、仰せを

承り、叔父道阿弥景友の家を相続、九千石のうち四千石を

甲賀者の給分に宛て甲賀組を預る(寛政譜)、元和四年山田奉行に補任(「実紀」)。元和頃は、小堀遠江守、北見五郎左衛門勝忠、織田有楽斎、半井野庵、片桐主膳、伊丹喜之介等と共に崇伝をめぐる人脈でもある。高虎と崇伝の親密さは崇伝が一色家の出身、高虎の妻も一色修理大夫義直の女という関係から、頗る親近の交流があった。又、三宅寄斎(亡半)は高虎の処世上の師でもあり、津藩との関係も深い。

寄斎は漢学者である。名は島、字は亡羊、喜斎は号。泉州堺津の人で京都に遊学して「与惺窩、道春、二先生」<sup>一</sup>「齊名」と「宗国史」の「儒員伝」にあるが、藤原惺窩について学んだともいう。「刊布五経于吾邦、旁加国訳」とあるが、漢唐の註疏を授けつゝ、また、程朱の学を講じたという。京での著名な学者であったが、大名の招聘を謝絶したといわれている。後陽成天皇、後水尾天皇には侍講している。江南野水翁の別号をもって知られるように、香茶插花を楽しみとして、茶事を以って、藤堂高虎に仕えたという説もある。したがって、時には江戸に招いたようである。高虎が秀忠の夜話に侍する時、「前日必召亡羊、以所欲進言、説過一遍、慇懃需指図、是以歴事三朝、終無失

言尤矣」と記されているように、高虎は秀忠の夜話に侍する時は、前以って、三宅亡羊の意見を聞いていたと言うのである。ために、高虎は、家康、秀忠、家光の三代に仕えて、失言がなかったと「宗国史」は亡羊の功績を評価する。高虎との交友の初期はむしろ、茶人としてではなかったかと考えられる。そして、寄斎が信尋グループの一人であったことが高虎と寄斎を結びつけたものと思われる。

### あとがき

高虎に対する秀忠の信頼を、江戸城・二条城・大坂城の繩張と、教寄屋御成りの茶湯の相伴を以って説明したが、この信頼の上に、高虎が近衛家ならびに公家衆や、当時の京都の文化人と昵懇な交流を持っていた点などから考えて、武家側では高虎こそ公家衆間を馳走するに最適の人物と云えるのであろう。

以上、一外様大名の藤堂高虎が徳川和子入内の紛糾後の処理を委ねられた根拠の解明を考察した。

### 〔註〕

紙数の関係上、史料出典の解釈は極力省略する。また史料名も理解得られる程度に簡略化した。たとえば、「宗国史」を「宗」とし、

「徳川実紀」「台徳院殿御実紀」など「実紀」とし、五十一年朝尾博士発表の「元和六年案紙について」の史料など「案何号」とした。藤堂家史料のうち、上野市立図書館にないものは、大日本史料によった。

(1) 入内紛糾についての論文は、辻善之助博士の「日本文化史論中の「江戸時代の朝幕関係」ぐらい、これも比較的簡単に誤もある。戦後のものでは、一九六二年版若日本歴史講座近世編Ⅱの小野信二氏の「幕府と天皇」がある。ただ高虎の活躍を中心にふれているものは朝尾直弘氏の「元和六年案紙について」のみである。

(2) 一条殿は後陽成の第九皇子、九ノ宮と称し、母は中和門院前子、慶長十四年五才にして、一条内基の養嗣となる。十宮は後陽成の第十皇子、母は中和門院前子、元和四年、奈良一乗院へ入院。

(3) 檢皮院、のちに宝掌院と称す。興福寺の塔頭、「奈良曝」(貞享四年孟夏)に「檢皮院、花籠院のひがし隣、知行一四二石」とある。花籠院は「一乗院門跡の北なる西門そば、檢皮院の西、知行一〇二石七斗余」とある。天理図書館蔵の「奈良町絵図」(江戸中期)に「宝掌院」とあるは誤り。梶立奈良図書館蔵の「興福寺境界図」(江戸中末期)に、「一乗院北に小路を隔てて、「宝掌院」とある。檢皮院勝舞のことは、平山敏治郎著「大和国無足人日記」(清文堂)の下巻の巻末の梅原系図に出づ。梅原氏は藤堂新七郎家より出づ。檢皮院については「奈良曝」以外に、地元の奈良での史料は管見しないが、津藩の新七郎系図や「永保記事略」「庁事類編」(伊賀城代日誌類)に散見する。

(4) 大日本史料十二編—29—174頁。

(5) 高山公実録所収延宝の留書は西島八兵衛之友の筆になるものであるから、かなり信をおけるものである。

(6) 大日本史料十二編—31—145頁、なお、高虎は既に江戸城改修の縄張をも行っていることは、「家忠日記増補」などに記されている。大日本史料十二—3—96頁。

(7) 「松屋会記」、「茶道古典全集」(淡交社版)九卷二二二頁。

(8) 京都御所東山文庫記録、大日本史料十二—31—89頁。

(9) 五年極月廿二日付で周防守判にて、大井川、桂川の堤に制札を掲げているから、上落していたことは確かであろう。大日本史料十二—32—180頁。

(10) 書中に「了雪」とあるは、近衛家の執事のごとき者であろう。その後も出典する。

(11) 朝尾氏の「元和六年案紙について」ではかなり詳細な考察をされている。一九七五年の大系・日本国家史3・近世の「幕藩制と天皇」では恫喝と記されている。

(12) 別稿は拙著「続伊賀史叢考」(未刊)に詳細に記述する予定である。

(13) 永島福太郎氏著「茶道文化論集下巻」所収、「古田織部」

(14) 「茶湯、研究と資料」第三号(一九七〇年)矢部誠一郎氏稿。

(15) 矢部前掲稿。

(16) 林屋辰三郎氏編「茶の美術」(平凡社)、永島福太郎氏前掲稿

(13) 論稿